

奈良地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会会議資料

資料No.	資	料	名
No. 1	奈良地方最低賃金審議会	運営小委員会	委員名簿
No. 2	奈良地方最低賃金審議会	運営小委員会	運営規程
No. 3	奈良地方最低賃金審議会	運営小委員会	傍聴規程
No. 4	奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）		
No. 5	奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）		

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
ふかみ 深水	まり 麻里

労働者代表

きたお 北尾	りょう 亮
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまもと 山本	まさる 勝

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会

運営規程

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

令和元年8月5日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 小委員会は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の付託事項について、審議を行うものとする。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置く。
2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。
3 委員長に事故があるときは、予め前項の規程の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。
2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに委員長に通知しなければならない。
3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。
2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。
- 3 小委員会は、委員長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部または全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年8月5日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会 運営規程（案）

（赤色表示箇所が改正箇所）

改正後	改正前
<p>（委員の欠席等）</p> <p>第5条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。</p> <p>2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。</p> <p>3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適切な方法で通知しなければならない。</p> <p>4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適切な方法で通知しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日） この規程は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>（委員の欠席）</p> <p>第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適切な方法で通知しなければならない。</p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適切な方法で通知しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日） この規程は、令和元年8月5日から施行する。</p>

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

令和 年 月 日改正

（規程の目的）

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（審議事項）

第2条 小委員会は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の付託事項について、審議を行うものとする。

（委員長）

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、予め前項の規程の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。
- 3 小委員会は、委員長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部または全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会傍聴規程

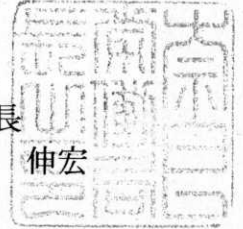
- 第1条 この規程は、奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。
ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。
- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、委員会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。
- 第3条 委員会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。
- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。
- 1 酒気を帯びている者。
 - 2 凶器その他危険なものを持っている者。
 - 3 旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。
 - 4 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。
- 第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。
- 第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
 - 2 飲食等を行うこと。
 - 3 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。
 - 4 放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと。
 - 5 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと。
- 第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。
- 第8条 委員長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。
- 第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。
- 第10条 この規程の改廃は、委員会の決議に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和元年8月5日から施行する。

奈勞発基0719第1号
令和3年7月19日



奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
鈴木 伸宏



奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第2号)	令和3年7月6日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第3号)	令和3年7月6日	電機連合 奈良地方協議会 議長 池田 寿和
奈良県自動車小売業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第4号)	令和3年7月6日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 大蔵 武臣

資料No 5

奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書
(3業種)



令和3年 7月 6日

奈良労働局長
鈴木 伸宏 殿

大和郡山市丹後庄町 300 番地
JAM 大阪 奈良地区協議会
議 長 松井 敦



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 6,950名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 2,753名

奈良県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 6,950名

$$A / B \times 100 = 39.6\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7,902 円/日額 988 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 898 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査に基づく推計)

適用使用者数 207
適用労働者数 6,950

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
株式会社ヒラノテクシード	ヒラノテクシード労働組合	232
株式会社ジェイテクト	ジェイテクト労働組合	1,415
光精軌工業株式会社	光精軌労働組合	61
ホソカワミクロン株式会社	ホソカワミクロン労働組合	29
光洋機械工業株式会社	光洋機械工業労働組合	341
株式会社MSTコーポレーション	MSTコーポレーション労働組合	201
株式会社品川工業所	品川工業所労働組合	108
光洋サーモシステム株式会社	光洋サーモシステム労働組合	366
計		2,753

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
株式会社ヒラノテクシード	20.33	157.5	172,000	8,460	1092
株式会社 ジェイテクト	20.3	157.5	169,500	8,350	1076
光精軌工業株式会社	20.8	163.1	169,300	8,139	1038
ホソカワミクロン株式会社		155	165,600		1068
光洋機械工業株式会社		157.6	169,500		1076
株式会社MSTコーポレーション				8,547	1068
株式会社品川工業所	20.25	162	160,000	7,902	988
光洋サーモシステム株式会社	20.3	157.6	169,500	8,350	1076



奈良労働局長 鈴木 伸宏 殿

令和3年7月6日

大和郡山市筒井町800
電機連合 奈良地方協議会
議長 池田 寿 和



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
1, 120名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 938名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 1, 120名

$$A / B \times 100 = 83.8\%$$

最も低い労働協約の金額 = 8, 275円/日額 1, 068円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 883円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数 54
適用労働者数 1,120

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
パナソニック株式会社 パナソニックアプライアンス社 ①スマートエネルギーシステム事業部	パナソニックアプライアンス労働組合 奈良支部	302
シャープ株式会社天理工場 ①シャープセンシングテクノロジー ②シャープディスプレイテクノロジー	シャープ労働組合まほろば支部	636
計		938

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

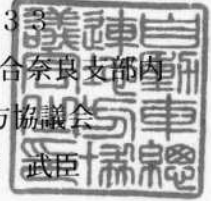
事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
パナソニック株式会社	19.84	153.7	164,500	8,291	1070
シャープ株式会社	20	155	165,500	8,275	1068



令和3年 7月 6日

奈良労働局長
鈴木 伸宏 殿

橿原市 十市町 333
ジェイテクト労働組合奈良支部内
自動車総連 奈良地方協議会
議長 大蔵 武臣



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県自動車小売業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
奈良県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3,330 名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
奈良県自動車小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 1,163 名
奈良県に自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数 B : 3,330 名
$$A / B \times 100 = 34.9\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7,380 円/日額 981 円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額 = 885 円/時間額
5. 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
 - ③ 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況
 - ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	394
適用労働者数	3,330

(ア、上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
奈良トヨタ自動車株式会社	奈良トヨタ自動車労働組合	550
株式会社ホンダ四輪販売南近畿	ホンダ四輪販売南近畿支部労働組合	160
株式会社日産サテオ奈良	日産サテオ奈良労働組合	61
奈良ダイハツ株式会社	奈良ダイハツ労働組合	155
株式会社奈良マツダ	奈良マツダ労働組合	93
奈良日産自動車株式会社	奈良日産自動車労働組合	144
計		1,163

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
奈良トヨタ自動車株式会社	21	158	155,000	7,380	981
株式会社ホンダ四輪販売南近畿	20.4	163.3	165,400	8,107	1,013
日産サテオ奈良労働組合	21.33	160	161,500	7,571	1,010
奈良ダイハツ株式会社	21.58	161.83	165,500	7,668	1,022
奈良マツダ労働組合	21.75	157.68	161,000	7,402	1,021
奈良日産自動車株式会社	21.5	161.25	185,000	8,605	1,148